

国民健康保険税の納付が始まります！

○国民健康保険税は納期限内に納めましょう

国民健康保険は、病気やけがをした場合に安心して医療を受けることができるよう、加入者が保険税を納め、医療費の負担を支えあう、助け合いの制度です。

令和8年度の国民健康保険税納税通知書を7月にお送りしますので、内容をご確認いただき、保険税の納付をお願いいたします。納付期限を過ぎると、督促手数料や延滞金が付きまします。また、期限が切れた納付書では納付できないため、納付書再発行の手続きが必要となりますのでご注意ください。

○令和8年度 国民健康保険税の納期限

今年度の納期限は下記のとおりです。納め忘れのないようお願いいたします。

第1期 7月31日(金) 第2期 8月31日(月) 第3期 9月30日(水) 第4期 10月31日(土)
第5期 11月30日(月) 第6期 12月31日(木) 第7期 1月31日(日) 第8期 2月28日(日)

○キャッシュカードのみで口座振替手続きができます！

国民健康保険税の納め忘れがなくなり、翌年度以降も自動的に継続される口座振替がおすすめです。

手続きに必要なもの 身分証・金融機関のキャッシュカード

利用できる金融機関 沖縄銀行・琉球銀行・沖縄海邦銀行・ゆうちょ銀行・JAおきなわ

納付書に印刷されたeL-QRやeL番号を使い、スマートフォンやパソコンでお支払いいただけます。詳しくは【地方税お支払いサイト】で検索！

○資格確認書等の有効期限について

現在お手持ちの資格確認書等の有効期限は**令和8年7月31日まで**となっております。

有効期限を迎える前に新たな資格確認書等を郵送いたします。国保税の未納がある方については村民課窓口にてお受け取りください。

	資格確認書等の有効期限
(旧)	令和7年12月2日(火)～令和8年7月31日(金)
(新)	令和8年8月1日(土)～令和9年7月31日(土)

※納付状況によって有効期限が異なる場合があります。

収入がなくても申告を！

国民健康保険税は申告等を基に所得の判定を行っています。申告等がない場合、適切な課税がされず、また、軽減・減免等を受けることができません。申告がまだの方は税務課で手続きをお願いいたします。

各種申請などのお手続き、納付のご相談はお問い合わせください。



詳しくはこちら

お問い合わせ：村民課 国保年金係 ☎966-1205